

支援する会ニュース

支援する会事務局
第 46 号
2024.7.3

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

大阪市北区天神橋 1-13-15 大阪グリーン会館 電話 06-6354-7207 FAX06-6354-7746

最高裁の不当判決を乗り越え、裁判運動の成果と教訓を糧に 誰もが安心の年金制度確立の闘いを!!

= 「年金違憲訴訟最高裁判決」報告集会の開催 (6・30) =



年金者組合大阪府本部と年金違憲訴訟大阪原告団は、6月30日に大阪グリーン会館で最高裁判決の報告集会を開催しました。会場には原告をはじめ年金者組合員や支援者約80人参加しました。

集会は原告の廣上さんの司会で始まりました。開会のあいさつで織部委員長代行は、最高裁の憲法の番人としての役割を放棄した不当な判決に強い怒りを表明しながら、年金者組合をもっと大きくして、政策形成、世論形成への道を堂々と進もうと訴えました。9年間の裁判運動の先頭にたって奮闘してきた永井原告団長は、現役時代に労働組合から「権利停止処分」を受け、それを撤回させるための裁判を闘い勝利した自らの経験を紹介しな

がら、年金裁判は敗訴はしたが私たちの闘いはこれから、引き続き頑張ろうと力強く呼びかけました。

年金裁判を常にリードしてきた弁護団の喜田弁護士は、最高裁の判決内容を詳しく報告。法廷を開いて判決を言い渡したこと。兵庫原告団の判決における裁判官の補足意見を引き出したこと。これらは私たちの闘いの大きな成果だと強調しました。同じく弁護団の、上山弁護士、渡辺弁護士、井上弁護士、安原弁護士から9年間の裁判運動を振り返っての感想などが述べられました。最高裁の判決を傍聴した原告の梅本さんは、長時間かけて最高裁に行ったが判決の言い渡しは、大阪も含めて4原告団に対してわずか4分であっけないものでした。

続いて、裁判闘争を支援してきた大阪労連を代表して菅議長が、平和行進の途上に駆けつけて激励の挨拶。そして、「支援する会」結成の呼びかけ人の一人である中田進さんから激励の挨拶が行われました。

最後は、勝井府本部副委員長（原告団事務局長）が、報告集会の基調報告を行いました。「そもそもなぜ年金裁判か」からはじまり、年金引き下げに対する「不服審査請求」運動など裁判闘争の主な経過。さらに、「支援する会」の結成、「年金一揆」などの裁判運動における主な取り組みを振り返りました。そして、私たちはこの9年間の闘いと運動で貴重な成果と教訓を得たことを強調しました。全国的には裁判闘争は継続している、引き続き全国の仲間と裁判闘争をがんばろうと訴えました。

報告集会の締めくくりとして、中矢原告団副団長から閉会のあいさつ。弁護団と原告団の9年にわたる裁判闘争の労をねぎらいながら、敗訴はしたがこれは私たちの闘いの第一歩だ、引き続き年金改善に向けて全力で頑張ろうと呼びかけました。

織部委員長代行の音頭で「団結がんばろう」を唱和して閉会しました。



【報告集会「基調報告」から抜粋】

3. 「政策形成裁判」運動は前進した

私たちはこの裁判を「政策形成裁判」と位置づけて、裁判勝利をめざす闘いを通じて、若者も高齢者も安心・信頼できる年金制度を確立することをめざして、裁判運動を進めてきました。私たちは約9年間の裁判運動で貴重な成果と教訓を得ることができました

①裁判について

- 最高裁の判決について、全事件とも小法廷を開いて判決を言い渡すという形を取りました。これは、決定書の郵送で終わりにできるほどこの裁判は軽くないということ、最高裁も認めざるを得なかったということです。この約9年間の闘いの反映です。
- 最高裁の三浦裁判官補足意見で「年金受給者にとっては、実際に給付を受ける年金額が減少する上、このような年金額の給付のみでは、他に収入や資産等の少ない者の生活の安定を図ることが困難であることは否定できず、そのことは、近年における生活保護の被保護世帯の高齢化等の状況からもうかがわれる」と指摘しました。そして、困窮している方に対して政治の責任で手当をすべきである、と述べています。これは、全国の地裁、高裁で明らかにした「低年金の生活実態」の証言が最高裁に届いた現れで貴重な成果です。

②年金制度問題について

- 地裁、高裁を通じて全国の原告の証言によって、女性の低年金問題をはじめ、日本の年金制度の実態を社会に浮き彫りにし、年金だけでは生活が困難だということがマスコミにも報道され、年金改善が国民的課題になりました。
- 全国でも多数ありましたが、大阪地裁で現役の労働者が証人として法廷に立ち、年金問題は現役の問題であること。更に、高齢者と現役世代の分断を許さず、年金改善がすべての国民の共通の課題であることを証言したことにより、若者、現役世代と高齢者が一緒になって「若者も高齢者も安心できる年金制度の確立」の運動を進めて行くための大きな力になりました。
- 全労連が、「マクロ経済スライドの廃止」と「最低保障年金制度の確立」を、労働組合運動の課題として位置づけるようになるなど、年金改善に対する運動が広がりました。
- 年金者組合が長年要求してきた、年金受給資格期間25年が10年に短縮され制度改善が前進しました。また、年金毎月支給の要求について全国の多くの地方議会で「国への意見書」が採択されました。

③年金者組合について

- 不服審査請求運動からはじまり年金裁判を通じてマスコミ報道も数多く行われるなど、年金者組合の存在感が社会的に大きく広がりました。

4. 今後の取り組みについて

- ①最高裁の判決により私たち大阪原告団の裁判所での闘いは終結となりました。私たちは裁判では敗訴となりましたが、この9年間にわたる闘いで、女性の低年金問題をはじめ日本の年金制度の実態を社会に浮き彫りにし、最低保障年金制度の実現など年金制度改革を社会に提起し、その実現をめざす運動の輪を大きく広げるなど貴重な成果と教訓を得ることができました。さらに、年金者組合の存在感をより一層大きく社会に広げることができたことと確信します。私たちはその貴重な成果と教訓を糧に、引き続き、誰もが安心できる年金制度の確立に向けて全力で奮闘しなければなりません。
- ②年金者組合の裁判闘争は、最高裁第一小法廷と第三小法廷で審理中が8原告団。最高裁に上告中が2原告団。さらには高裁で係争中が3原告団と13原告団が裁判闘争を継続しています。私たちは引き続き、年金者組合中央本部の方針を基本に、全国の原告団と共に裁判運動を国民的な運動へと更に発展させるために全力で取り組みます。
- ③年金者組合大阪府本部と大阪原告団は、全国の仲間とともに引き続き裁判運動を進めながら、9年間の裁判運動の総括、これからの年金改善運動の方針、大きな支援をいただいた「支援する会」のあり方も含めて検討を進めていきたいと思います。